

4 軽自動車税 (地方税法 昭和25年法律第226号)

軽自動車税は当該自動車の主たる定置場所在の市区町村においてその所有者に課する普通税である。

主なる内容は以下のとおり。

① 納税義務者及び課税対象車 (法第442条の2)

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車が課税対象車となり、納税義務者はその所有者（自動車の売買があった場合において売主が所有権を留保しているときは、買主が当該自動車の所有者とみなされる。但し、買主が自動車税を滞納したときは、売主は一定の要件のもとに、その第二次納税義務を負うこととされている）。

② 非課税の範囲 (法第443条)

国、並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、及び地方開発事業団。

③ 賦課期日等 (法第445条)

- ・ 4月1日に軽自動車を取得（所有）した場合は、従前から所有していたと同様に当該年度1年分の軽自動車税が賦課される。
- ・ 年度途中で所有しなくなった場合（廃車、譲渡など）でも月割の還付はない。
- ・ 4月2日以降に軽自動車を取得（所有）した場合は当該年度の軽自動車税は賦課されない。
- ・ 4月1日に当該軽自動車の所有者でなくなった場合は当該年度の軽自動車税は賦課されない。

④ 標準税率 (法第444条)

a 原動機付自転車

- ア 総排気量が50cc以下のもの、又は定格出力が0.6KW以下のもの……………年額1,000円
- イ 総排気量が50ccを越え、90cc以下のもの、又は定格出力が0.6KWを越え、0.8KW以下のもの……………年額1,200円
- ウ 総排気量が90ccを越えるもの、又は定格出力が0.8KWを越えるもの……………年額1,600円

b 軽自動車、及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

- 二輪のもの（側車付のものを含む）……………年額2,400円
- 三輪のもの……………年額3,100円
- 四輪以上のもの
- （乗用） 自家用……………年額7,200円
- 営業用……………年額5,500円
- （貨物） 自家用……………年額4,000円
- 営業用……………年額3,000円

イ 小型特殊自動車

- 小型特殊自動車……………年額4,700円
- 〃 （電気自動車）……………年額3,900円
- 〃 （雪上車）……………年額2,400円

c 二輪の小型自動車

- 二輪の小型自動車……………年額4,000円